

審 査 基 準

平成 6 年 9 月 3 0 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 7 8 条第 5 項
処 分 の 概 要：道路使用許可証の再交付
原権者（委任先）： 警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
法 令 の 定 め： 道路交通法施行規則第 1 2 条（道路使用許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間： 3 日以内
申 請 先： 警察署交通課（係）（高速自動車国道に係るものは、島根県警察高速道路交通警察隊）
問 い 合 わ せ 先： 同上
備 考：